

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定によって、平成二十四年三月九日付けで全日本海員組合組合長代理中・四国地方支部長鴨頭明人から争議行為を行う旨の通知があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年三月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 争議行為の目的

労働債権の確保

二 争議行為の日時

平成二十四年三月二十一日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間

三 争議を行う場所

芸備商船航路（宇品から三高）の発着港及び所属船舶（シャトルすたー、シャトルえーす）係留所（宇品港、三高港、大須港）

四 争議行為の概要

保安要務を除く一切の乗船を拒否する。